



## 「障害年金」認定申請 の手続き

### Q&A

Q：障害年金を受給したいのですが、どのような手続きが必要ですか。

A：障害年金を受給するためには、①初診日②保険料の納付③障害の状態を満たす必要があります。

Q：「3つの要件を満たす」とは、具体的にはどのようなことですか。

A：①「初診日の要件」は、発達障害で知的障害を伴う人の初診日は「生まれた日」となります。知的障害がない場合は「初めて病院を受診し、病気が診断された日」です。②「保険料の納付要件」は、初診日に年金に加入（20歳未満と60歳から64歳は、国内に居住していたこと）し、初診日が20歳以降の場合、初診日の前日の時点で①初診日があった月の前々日までの1年間に保険料の未納がないことです。

Q：「障害の状態を満たす要件」は、どのようなことですか。

A：初診日から原則1年6カ月過ぎた日を「障害認定日」といいます。その時点で、医師の診断書等によって、障害認定基準により判断されます。

Q：簡単な仕事についている場合はどうなりますか。

A：就労している場合も、仕事の内容や職場で受けている援助、ほかの従業員との意思疎通の状況などによって確認されます。

これらによって、障害認定基準に該当すると判断される必要があります。

Q：初診日から症状がひどくなっている場合はどうすればいいですか。

A：障害認定日の状態が基準に該当しないときは、現在の病状で「事後重症請求」を行う必要があります。申請手続き等については、いくつかの条件等がありますのでご相談下さい。

## 都心から富士山

コロナ渦の3年。「家族揃って帰省するよ」との連絡があり、楽しみにしていた夏休みの家族交流が、コロナ感染の影響で断念せざるを得ませんでした。

昨年暮れから行動制限の規制が緩和され、正月に掛けて子や孫たちとの交流を目的に東京へ。宿泊したホテル15階の部屋からは、遠くに雪化粧の富士山を拝むことが出来て最高でした。



### あとかき

庭のバラが咲き続けています。切り花にして部屋に飾りました。きれいです。



今年、健康で過ごせるように、ウォーキングをはじめようと思っています。

昨年、吉野ヶ里歴史公園の年間パスポートをシニア割（年間2000円、駐車料無料）で購入して、数回、歩きに出かけました。

これが今、期限切れになったままになっていますが、すぐに復活購入して、今年は、毎週とはいかないと思いますが、月に2回くらいは歩きに出かけたいと思っています。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信

社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-982-4188  
Fax 092-982-6170  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



## お座敷盆梅 みやま市



「“お座敷梅”がきれい」と聞いて、福岡県みやま市山川町に出かけました。

“百畳敷の梅花園”は、樹齢150年、100年を超す“お座敷盆栽の梅”が、歴史ある古民家の百畳敷のお座敷に、所狭しと展示されていました。

すぐ近くの“お座敷梅林”の「青輝園」は、案内チラシの紹介にも優るとも劣らない見事な梅が咲き誇っていました。

現地に着くまでは、当然梅林に咲く花で、寒風に吹かれながらの鑑賞かな？と思っていましたが、春を思わせる気候の中、案内のとおり百畳の畳の上に飾られた盆梅で、室内に数百鉢の巨木、大木の盆栽の梅花のふくいくとした香りに包まれました。



## 法改正情報 老齢年金繰下げ受給が75歳に

老齢年金は、令和4年4月から、上限年齢が75歳に引き上げられています。

老齢年金の繰り下げ支給は、高齢期の就労の拡大等を踏まえ、年金受給権者が自身の就労状況等にあわせて年金受給の開始時期を選択できるようにすることを目的として実施されています。

繰り下げ支給は、年金額が1月あたり0.7%増額され、これまで70歳でしたが、令和4年4月から繰下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。

対象となる方は、令和4年3月1日時点で、①70歳未満の方（昭和27年4月2日以降生まれの方）②老齢年金の受給権を取得した日から起算して5年を経過していない方（受給権発生日が平成29年4月1日以降の方）のいずれかに該当する方です。

※上記の①②のいずれにも該当しない方は、令和4年3月までと同様に繰り下げの上限年齢は70歳です。



## 健康管理は今年の課題 吉野ヶ里公園・年間パスポート

“健康管理は今年の課題”と心に決め、久々に吉野ヶ里公園に向



き、昨年中断していた「年間パスポート」を取得しました。

天気も良く青空のもとで、心地よい風の中4か月ぶりの散歩でした。

「年間パスポート」はシニア料金2000円。体力づくりのために歩くこと、体を動かすことを習慣化するためには、絶好の場所であることを再認識しました。

今度こそ、この「年間パスポート」を生かして、“体調管理”に邁進したいものです。

## 「傷病手当金」の支給要件

### Q&A

Q：傷病手当金を受給するためには、どのような手続きが必要ですか？

A：傷病手当金は、任意継続被保険者を除く被保険者が、私傷病によって仕事を休まなければならない時に受給できます。

Q：受給するための要件がありますか

A：受給要件は、次の4項目です。

- ①仕事に起因しない病気・けがで療養中であること
- ②仕事につけないこと（労務不能）
- ③4日以上仕事を休まなければならないとき（今までやっていた仕事に就けない場合）

\* 軽い仕事についたり、医師の指示で半日勤務をする場合などは、労務不能とは認められません。

④給料を受けられないこと

\* 給料を受けていても傷病手当金の額より少ないときは、差額が支給されます。

Q：傷病手当金は、標準報酬月額によって算出すると聞きました。どう言うことですか？

A：傷病手当金1日の算出は、直近12か月の標準報酬月額の1日分の平均額か、その事業所の前年9月30日の全被保険者の標準報酬月額の平均額のいずれか低い額の30分の1の3分の2（67%）です。

Q：具体的には、どのような手続きが必要ですか？

A：お勤め先の事業所に労務に服することが出来なかった期間を含む賃金支給状況について証明を受けて下さい。

Q：傷病手当金を受給できる期間は決まっていますか

A：私傷病による休業して4日目から、同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6カ月に達する日まで支給されます。

※令和4年4月1日から法改正により、支給期間中に途中で就労するなど、傷病手当金が中断した期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6カ月を超えても、繰り返して支給可能となります。

## 節分祭 久留米市の日吉神社



2月3日の節分の日、久留米市の日吉神社にお参りに行きました。

例年行われていた、空くじなしの福引や赤鬼と青鬼が出没す

るにぎやかな節分祭を期待して出かけたのですが、今年もコロナ禍での自粛。静かな境内でした。

賑やかだったことを思い出しながら、お詣りの後、おみくじを引いて、笹飾りいただいて帰路につきました。

### あとかき

テレビ番組で、「無人駅（千綿駅）で花屋さんを営む3人の女性」のことが紹介され、早朝からJR大村線の“海に見える駅”までドライブ。千綿駅は沿線で、駅のホームに出ると、大村湾が広がっていました。

花屋さんには、3人のうちの一人の女性とお会いしました。



この方は、千葉県から移住した方で、子育てしながら、月1度の出店やワークショップの開催、イベントや結婚式での空間装飾、活花・ドライフラワーを用いた商品制作など幅広く活動しているとのお話でした。

今年も健康に過ごすため、年末に5回目のワクチンを接種し、1月には、インフルエンザの予防接種を済ませました。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-982-4188  
Fax092-982-6170  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## “座いびな七段飾り” 磁器の町の伝統の技



世界最大の磁器製の“ひな飾り”があると聞いて、有田町に出かけました。“有田の陶器市”

には、毎年、掘り出し物があればと出かけて、気に入った器を2、3点購入して、お得な気分浸ったりしてきました。

会場に着くと見事な七段飾り。この“座りびな”は、有田の老舗「窯元・しん窯が、有田焼の伝統の技を結集して3年がかりで作成した」との説明書きがありました。



スタ  
コラ

## 80歳を超えたら「幸齢者」

大隈 昭子

スタッフがリレー形式で執筆している“スタコラ”に、読者の皆さんは、どのような感想をお持ちでしょうか？

私が、最近の記事で特に関心を持ったのは、林田春美さんの『やわらかーい！』＝『おいしーい』？（2023.2.6UP、「通信」2月号掲載）です。

料理好きのお母さんの変化について「オーラルフレイルの初期段階だった」と。「オーラルフ

レイル」とは、歯や口の機能が衰えた状態のことで、「老化の初期サインとも言われている。」とされていることを初めて知りました。

私も、「父母がいつまでも元気で長生きして欲しい」との思いから、瀬戸内寂聴さんや吉沢久子さんなど、80歳や90歳を超えても元気に活躍されている方の書籍を送って励まし続けたものでした。

そして今、私自身が高齢期に向かおうとしているなかで、「オーラルフレイル」の危険が迫ってくる危機感がある中で、ちょっといい感じと思える本に出会いました。

それは「80歳の壁」（精神科医の和田秀樹著：幻冬舎新書）です。

この本の帯に「ラクして壁を超えて寿命をのばす『正解』があります！」「壁を超えたら人生で一番幸せな20年が待っています」とあり、読み進めると「いま日本では、65歳以上を『高齢者』75歳以上を『後期高齢者』と呼んでいます。

でも『高齢者』も『後期』もなんだか言葉の響きが寂しくありませんか。

ここまで頑張ってきたのですから、もっと明るくて希望の持てる呼び方にすべきだと、思っています。

そこで提案したいと思います。80歳を超えた人は高齢者ではなく『幸齢者』—と。」さらに、「おかしな現実がいっぱい。幸齢者は怒っている、もっと自らの意見を主張してもいい、たとえば年金の受給開始が遅くなったことにだって、もっと怒っていいと思います。

年寄りに不寛容なこの国。幸齢者が自由に生きれば活性化する」など、読んで“胸がすっきり”。オーラルフレイルも“なんのその”との思いを強くしました。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 「健康保険被扶養者」 の要件

### Q&A

Q：健康保険の被扶養者として認定される要件とは、どんな要件ですか？

A：認定されるための要件の1つは、「主として被保険者の収入で生計を維持している」ことです。

Q：子どもは、進学して東京で一人暮らしですが、扶養できるのでしょうか？

A：仕送りはされていますか。

Q：アルバイトはしていますが、月に8万から10万円ほどの仕送りをしています。

A：アルバイトの収入の金額は、どのくらいですか。

Q：アルバイトの収入も7万から8万円ほどだと言っています。

A：別居している場合は、仕送り額で判断されます。扶養される方が年収が130万未満で被保険者からの仕送り額（援助額）より少ない時に被扶養者となります。

Q：今のような状況で、できますか？

A：年収（年間収入）とは、過去における収入のことではなく、申請する時点で、被扶養者の年間の見込み収入額のことをいいます。今後もお話のとおりであるとすれば、健康保険の被扶養者になれると思われます。

Q：どんな手続きが必要ですか？

A：届出にあたっては、アルバイト先から、収入要件確認のための書類を添付します。

\*収入証明書については、あなたの会社や当該都道府県の健康保険協会支部に問い合わせてください。



野への参加を推進していくために国連によって制定された日です。

国によ

っては、祝日に制定されている場合もあり、制定されたのは、国際婦人年の1975年3月8日です。

「全米女性の日」の記念行事が行われたことを皮切りに、デンマークなどヨーロッパの数か国において女性の権利獲得を求める運動をリスペクトする日を制定し始めました。

国際女性デーにミモザを贈る花に決まりはなく、各国でバラやカーネーション、チューリップなど異なります。

ミモザを贈るのは、イタリアの風習が広がった可能性が考えられるそうです。

### あとかき

季節は、桜が満開になり、すっかり春。10年前の2月に人事労務通信を発行し始めて、3月号で122号となりました。

毎月発行するために悪戦苦闘していますが、通信を読んでいただいている皆様から、「楽しいニュースをありがとう」「いつも登場する綺麗な花には、心が癒されますよ」などの言葉を沢山いただき、励まされています。

果たして最終的には、何号まで発行し続けることができるのか分かりませんが、皆様の励ましに応えられるように精進したいと思います。



## “国際女性デー” ミモザが満開

ミモザの花を見かけると“国際女性デーのことを思い出します。

国際女性デーとは、女性の権利、政治、経済分



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-982-4188  
Fax 092-982-6170  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 牡丹が咲いた



庭の牡丹が満開。数年前に庭の片隅植えた牡丹が、今年も淡いピンクで豪華に咲きました。当初は2株植え

ましたが、何の手入れもしていませんが、1株だけが咲き続けています。

牡丹の「丹」は、赤の意味で、もともと赤い花が基本とされていたことに由来するとされています。

我が家の牡丹はピンク。花言葉は、「風格ある振る舞い」、「高貴」、「壮麗」とあります。

そうありがたいの思いはありますが、とても、とても・・・。



### 助成金情報 キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者などを正社員化や処遇改善を実施し、企業内でのキャリアアップを促進した事業主に対して助成する制度です。

キャリアアップ助成金には、正社員化支援と処遇改善支援のコースが設けられていますが、

今回は、正社員化コースを紹介します。

#### 【正社員化コース】

●有期雇用から正社員への登用  
有期雇用労働者を正社員化後6か月間の賃金が正社員化前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していること。

支給額（1人当たり）

①有期→正規：57万円

②無期→正規：28.5万円

◇加算措置/加算額（1人当たり）

派遣労働者を派遣先で直接雇用した場合  
28.5万円

母子家庭の母等又は父子家庭の父等を正社員等として雇用した場合(条件を満たす場合)

①9.5万円

②4.75万円

●障害者の正社員等への登用

障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換すること。

支給額（1人当たり）

①有期→正規：90万円

②有期→無期：45万円

③無期→正規：45万円

◇加算措置/加算額（1人当たり）

人材開発支援助成金の訓練終了後に正社員化した場合(条件を満たす場合)

①9.5万円

②4.75万円などの制度あり

※詳細は、お尋ね下さい。



## スズランが咲いた

スズランが珍しくて、昨年、鉢植えを購入して、庭先で育てました。

昨年の花が終わると、すっかり葉も枯れてしまい、心配しましたが、今年2年目の花を咲かせました。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 「サービス規律違反」の事案とは

### Q&A

Q：サービス規律違反の規定を定めるためには、どのような要件がありますか。

A：労働者のサービス規律違反に関しては、任意事項ですから、本人及び他の社員の業務遂行に支障が出る行為や業務上必要な会社の機密事項の漏洩はもちろん、飲酒運転や刑事事件など社会的に問題がある行動の要件について、会社の考えで決めることができます。

Q：具体的なサービス規律違反に対する規定は、どのような内容が必要でしょう

A：サービス規律違反に対し、一般的には訓告、戒告、けん責、減給、出勤停止、懲戒解雇等の制裁を課す場合が多いようです。

Q：それぞれの制裁内容はどんなことですか。

A：一般的には訓告は「始末書・反省文をとって、将来を戒める」もので、他の制裁とは違って、指導的な内容となっています。「戒告」以降は、多くは、降格や減給などの処分が伴います。

Q：制裁を科す場合の要件はありますか。

A：制裁を科す場合には、就業規則に制裁事由とそれに対する制裁の種類・程度を明確にしておくことが必要です。

Q：減給とはどんな制裁でしょうか？

A：減給は、いわゆる月額賃金をカットすることで、1回の減給額が平均賃金の1日分の半額を超えてはならず、また、1賃金支払期に複数の制裁事案がある場合も、当該賃金支払期の賃金総額の10分の1を超えてはなりません。(労働基準法91条)

Q：制裁を実施した場合の周知義務は、ありますか？

A：制裁を実施した場合は、法令の要旨、就業規則、各種労使協定等を掲示、備え付け、書面の交付等によって労働者に周知しなければなりません。(労働基準法106条)

## 健康保険と雇用保険の保険料が4月納付から変わります

健康保険の保険料率が令和5年3月に変更され、翌月納付の場合、4月の給与から控除される健康保険料が変わります。

「協会けんぽ」の場合、保険料率は、下表のとおり都道府県単位で決められています。

福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島
10.36%	10.51%	10.21%	10.20%	10.32%	9.76%	10.26%

尚、介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方には、健康保険料率に介護保険料率(1.82%)が加わります。

(令和5年4月1日から令和6年3月31日)

雇用保険料率が次のように変更になります。

一般の事業	①労働者負担	②事業主負担	①+②
	支給額合計の6/1000	支給額合計の9.5/1000	支給額合計の15.5/1000

## あとかき

ネモフィラを初めて知ったのは、社会保険労務士の大先輩である八谷武子先生が上梓された『平成業成』の表紙に、群生するネモフィラの花が見事に咲いて特別印象に残ったからです。



鉢植えのネモフィラに花芽が付き始めたところで地植えしたところ、綺麗に咲きました。

ネモフィラの花言葉は、「どこでも成功」「可憐」などが紹介されています。

庭中に広がってくれることを願っています。



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 〒812-0011  
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
 ☎ 092-982-4188  
 Fax092-982-6170  
 Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 泳げ 鯉のぼり



「沢山の鯉のぼりが泳いでいるよ」— “九州の嵐山” と呼ばれる佐賀市大和町の川上峡では、約300匹の鯉のぼりが5月の青空に優雅に泳ぎ、川面に映し出されています。

河畔の與止日女神社(よどひめじんじゃ)にちなんだ観光屋形船“よどひめ号”が、“川上峡を泳ぐこいのぼりを屋形船に乗ってゆっつらーと眺めてみませんか?”と運航されています。



### 助成金情報

## キャリアアップ助成金 処遇改善支援コース

キャリアアップ助成金の「処遇改善支援コース」は、①賃金規定等改定コース②賃金規定等共通化コース③賞与・退職金制度導入コース④短時間労働者労働時間延長コースがあります。

処遇改善支援コースの内①賃金規定等改訂コースは、有期雇用労働者等の基本給の賃金規定

等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成されます。

＜助成額＞

助成額は1人当たりの額で以下のとおりです。

賃金引上げ額	3%以上5%未満	5%以上
中小企業	5万円	6万5000円
大企業	3万3000円	4万3000円

※1年度1事業所当たりの支給申請上限人数は、100人  
 ＜加算額＞職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合

中小企業	20万円
大企業	15万円

※詳細は、お尋ね下さい。

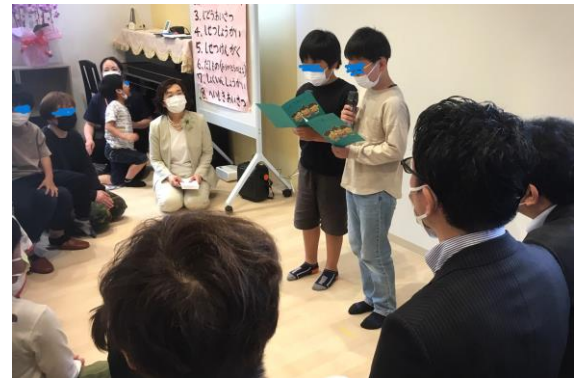


## 多機能型事業所ななつの風 「きらり・にこり」

多機能型事業所ななつの風「きらり・にこり」の内覧会のご案内があり出掛けました。

内覧会は、子ども達の発表や、1人1人が生き生きと生活されている様子が手に取るように伝わり、子

どもたちの「ありがとうの歌」の合唱や「お礼のあいさつ」に、



会場いっぱいが感動に包まれ、この事業所が掲げる“みんながう子どもたち”“ひとりひとりに寄り添い”“心を寄せ合い、支援しています”を、そのまま実践されている様子が伝わるような内覧会でした。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子  
 TEL092-982-4188  
 FAX 092-982-6170

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 子の看護休暇と介護 休暇の時間単位取得

### Q&A

Q：子の看護休暇や介護休暇が時間単位の取得が可能となったと聞きましたか？

A：育児や介護を行う労働者が子の看護休暇や介護休暇を柔軟に取得することができるように、育児・介護休業法施行規則等が時間単位で取得できるよう改正されています。

Q：どこの事業所でも「時間単位」で取得できるのですか？

A：法律が改定されたのですから、もし、「時間単位の取得」としていない事業所では、この法令に基づいて「育児・介護休業規程」を改定し、時間単位の取得が可能となるようにしなければなりません。

Q：時間単位で取得できるとは、具体的にどのようなになりますか？

A：「時間単位とは、1時間の整数倍の時間をいい、労働者からの申し出に応じ、労働者の希望する時間数で取得できるようにしてください。」とされています。

Q：勤務の途中で1時間の休暇をとって、その後、勤務に戻ることも可能ですか？

A：法令では、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中で再び戻る）なしの時間単位休暇とされていますが、法令を上回る制度として、「中抜け」ありを認めるように配慮をお願いします。」としています。

Q：会社で「中抜け」ありと決めることができるということですか？

A：そうです。「中抜け」ありを会社で決めることを推奨しているといえます。

ただし、「中抜け」ありの休暇取得を導入すると、それ以後、「中抜け」なしの休暇とすることは、労働者にとって不利益な労働条件の変更となり、法令違反となります。

## 今年も有田陶器市へ

今年も、ゴールデンウィークに有田の陶器市へ出かけました。

現地の賑わいは、“コロナ前の勢いを超えている”との報道のとおり、右も左も判らないほどの人出でした。



人並みに押されながら見て回ると、柿右衛門窯で昭和50年から平成30年まで絵付け師として技を磨いてきた「現代の名工」・館林延幸氏が絵付けの実演。見事でした。



その後、波佐見焼の陶器市まで足を伸ばし、孫の気に入りそうな器を数点買うことが出来ました。

=====  
=====

### あとかき

人事労務通信124号をお届けします。

春になって庭には、いろいろな花が咲乱れています。

昨年買い求めた「オーニソガラム」に白い花が咲きました。

花言葉は、「純粹」「才能」「無垢」「潔白」「清らかさ」などと言われ、白い花と細い葉っぱが目印です。

なお、和名は、「オオアマナ」でユリ科の花です。



毎月1回の通信を発行する度に、仕事の進捗状況の確認ができることや、通信読者の方々からの感想を寄せていただくことで大きな力を貰っています。

有難うございます。



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-982-4188  
Fax092-982-6170  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 二千年ハス 佐賀・みやき町



佐賀県みやき町の「千栗土居公園(ちりくどい公園)」では、「二千年ハス」が見事に開花しています。

この蓮の花は、1951年に千葉県の弥生時代の遺跡から発掘された3粒の実を植物学者の大賀一郎博士が発芽させ「大賀蓮」と命名されたものです。

みやき町では、「二千年蓮を見守る会」の皆さんが、大切に管理されており、毎年、艶やかなピンク色の蓮の花を咲かせています。

## 「ジェンダーギャップ指数」 日本は146か国中で116位

2022年の日本の総合スコアは0.650、順位は146か国中116位(前回は156か国中120位)でした。

これは、スイスのシンクタンク、世界経済フォーラム(WEF)が2006年からほぼ毎年発表している世界各国の男女平等度を示す指数です。経済、教育、健康の4分野で国別の男女格差を数値化しています。経済分野では、同じ職種での男女間の賃金格差や、管理職に占める男女比などが対象となっています。

日本は、1999年に男女共同参画社会基本法、2016年には、女性活躍推進法が施行されましたが、指数は06年の初回調査から大きく改善しておらず、国別ランキングでは、常に下位にとどまっています。

順位	国名	値	前年値
1	アイスランド	0.908	0.892
2	フィンランド	0.860	0.861
3	ノルウェー	0.845	0.849
4	ニュージーランド	0.841	0.840
5	スウェーデン	0.822	0.823
10	ドイツ	0.801	0.796
15	フランス	0.791	0.784
22	英国	0.780	0.775
25	カナダ	0.772	0.772
27	米国	0.769	0.763
63	イタリア	0.720	0.721
79	タイ	0.709	0.710
83	ベトナム	0.705	0.701
92	インドネシア	0.697	0.688
99	韓国	0.689	0.687
102	中国	0.682	0.682
115	ブルキナファソ	0.659	0.651
116	日本	0.650	0.656
117	モルディブ	0.648	0.642

「ジェンダーギャップ指数」は、0が完全不平等、1が完全平等を示しています。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 労働保険の年度更新 手続き

### Q&A

Q：労働保険の年度更新の申告・納付の書類が届きました。手続きについて教えてください。

A：労働保険は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間(保険年度)を単位として、雇用する労働者に支払われる賃金の総額に、事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定して、保険料を納付する制度です。

Q：その年度更新の手続は、どのように行うのですか。

A：労働保険は、毎年、その年度の賃金総額が支払われる前(7月10日までに申告)に保険料を納付しますので、前年の賃金総額で計算した保険料を新年度の概算保険料として納付しています。

Q：なるほど、前年の保険料が概算というのはそのためですね。

A：そうです。労働保険の年度更新は、この前年に概算保険料として納付した額を清算して確定し、その年の労働保険料を確定するために申告することです。

Q：「今年は、例年と異なる点がある」とありますが、どのような点が異なるのですか？

A：令和4年度確定保険料は、保険料算定基礎額と保険料額を労災保険分と雇用保険分の雇用保険料率が10月から変更になったために、前期(4月1日～9月30日)と後期(10月1日～翌3月31日)に分けて申告することとなっています。

詳しくは、事業所に送付されている「申告書の書き方」パンフレット及び厚生労働省ホームページをご覧ください。

また、人事労務センター(092-982-4188)まで、おたずねください。

## 嬉野温泉のブーゲンビリア “トゲ”のいわれ知っていますか？

日本三大美肌の湯で有名な“嬉野温泉”に、国内最大級の数を誇る“ブーゲンハウス嬉野”があります。先日、訪ねてみました。



ここは、一年中観賞できるブーゲンビ

リアの花々が迎えてくれる癒やしのスポットが用意されています。

ブーゲンビリアには、堅い「トゲ」があります。良一く観察すると花が咲いている茎には「トゲ」がなく、花が咲いていない茎には堅くて痛い「トゲ」があります。

また、花芽は葉の茎の部分から出ています。「トゲ」も全く同じ様に出ています。

なぜ「トゲ」が出来たのでしょうか？それは「トゲ」の怒りなのです。実は「トゲ」は、花芽の生まれ変わりなのです。生まれた時は花芽でしたが、気象(光、温度、湿度)肥料などの影響で花芽として成長できず、悔しさのあまり堅くて「トゲ」に変わったのです。“そう！「トゲ」の怒りなのです”

### あとかき

梅雨の季節がやってきました。湿度が高くて、ジメジメした日々は、何となく気持ちが優れませぬね。でも、そんな中、2千年蓮の花の便りや、鮮やかなブーゲンビリアの香りと、ピンクやうすい黄色、そして橙色の艶やかな花姿に、一時の休息を得ました。



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-982-4188  
Fax 092-982-6170  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 灼熱の中のふよう 久留米市美術館

「人事労務通信」のトップ写真を撮るために、久留米市の石橋文化センターに出かけました。

広大な園内には、四季折々の花々が咲いており、連日の猛暑の中で、ふようの花が咲いていました。



スタ  
コラ

マンガ「ぼけ日和」  
心が軽くなる。

大隈 昭子

マンガ「ぼけ日和」(矢部太郎著・原案：長谷川嘉哉)を楽しく読みました。

このマンガは、芸人で漫画家の矢部太郎さんが、認知症専門医・長谷川嘉哉さんの原作の「ボケ日和一わが家に認知症がやってきた！どうする？どうなる？」を、あたたかなまなざしで漫画化。「笑って、泣けて、心が軽くなる一冊です。」との紹介記事に惹かれて読み始めました。

矢部太郎さんが初めて描かれた漫画「大家さんと僕」(新潮社)は、第22回手塚治虫文化賞短編賞を受賞。シリーズ120万部超の大ヒッ

トとなりました。

今回のマンガ「ぼけ日和」では、その帯に「矢部太郎が認知症患者と家族の日常を描いた、初の単行本描き下ろし作品！」と紹介され、作家の阿川佐和子さんは「介護する人も、される人も、一緒に並んで この本を読めば、きっと大笑いして、明日の元気がもくもく湧いてくるでしょう。」と、推奨されています。

原案は、長谷川嘉哉さんの“ボケ日和”わが家に認知症がやって来たどうする？どうなる？を読むとまた新たな感動を覚えます。

認知症の専門医である長谷川さんは、認知症についての講演会の後、長年お義母さんを介護してきた方から、“モノ盗られ妄想”が出てきたお義母さんから「アンタ、私のお金、盗ったやらあ」「この泥棒が！」と何度も激しくなじられ、「なんで一番お世話している私が。ずっとお義母さんに憎まれとると思って、心がスッと冷えて亡くなるまでずっと心を閉じていたんです。知っとれば、もうちょっとお義母さんに優しくできたかもしれんと思うと、切なくて切なくて。」と話しかけてこられた体験にも触れ、原案「“ボケ日和”わが家に認知症がやって来たどうする？どうなる？」の本では、認知症の進行状況を「春」「夏」「秋」「冬」で解説されています。

認知症患者さんと家族の日常を考えると、私もこのごろ、人の名前が急には出てこないことや“あれッ、今何しようとしてた？”と思うことが、少し増えてきたように思え、このマンガ本を読みながら、「あっこんなこと有るある」と高齢者2人で笑い飛ばしたり、ちょっとだけ心配したりの日常を送っています。

長年にわたる介護疲れに深刻な問題も多々あるなかで、マンガ本『ぼけ日和』を読みながら、笑って、泣いて、心が軽くなる経験を繰り返し、いつまでも家族仲良く人生を謳歌していきたいものだと感じています。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 社会保険の算定基礎届と月額変更届

### Q&A

Q：社会保険の算定基礎届と月額変更届について、その違いと手続きについて教えてください。

A：社会保険の算定基礎届と月額変更届は、事業主と被保険者本人が負担する社会保険料（健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料）を決定するための届出です。

Q：その手続きは、どのように行うのですか。

A：算定基礎届は、毎年7月に各被保険者の4月、5月、6月の給与を年金事務所に届け出ると、1年間の保険料が決定されます。

Q：なぜ、そのようなことが必要ですか。

A：被保険者の実際の給与との間に大きな差が出ないように、標準報酬月額を決めなおす必要があるからです。この毎年1回標準報酬を決めることを定時決定といいます。

Q：月額変更届は、なぜ必要なのですか。

A：これは、被保険者の報酬が、昇（降）給など固定的賃金の変動に伴って大幅に変わった時に、定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といいます。

Q：具体的にはどのような要件ですか。

A：随時改定は、①昇給・降給などで固定的な賃金の変動。②変動月から3カ月間に支払われた報酬の平均月額が、該当する標準報酬月額と従前の標準報酬月額との間に2等級以上の差が生じた③変動月以後続く3か月とも報酬の支払い基礎日数が17日以上、の3要件を満たした場合、4カ月目から標準報酬月額の改定が行われます。昇給が4月ある場合、算定届と同じく4月、5月、6月の給与がこの要件に該当すると7月からの月額が変更されます。

※標準報酬月額表は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

## 七夕神社

福岡県小郡市

小郡市にある「七夕神社」の名前に惹かれて、参拝しました。

この神社は、18世紀中頃に、久留米藩に土地の庄屋さんが、提出された書類には、「この神社は、岩船大明神」と書かれていたそうです。



嘉永7年（1854年）に建てられた鳥居の額には「磐船（いわふね）神社」「棚機（たなばた）神社」の文字が並んでいます。

現在、正式名称を「媛社（ひめこそ）神社」と言われていますが、近郷近在の皆さんからは、親しみを込めて「七夕さん」呼ばれているそうです。

8月6日、7日には「七夕夏まつり」がおこなわれ、子ども神輿や獅子舞が氏子宅を回る伝統行事が行われ、境内には全国から寄せられた短冊が飾られます。

### あとかき

今年は、梅雨入りから梅雨明けまでの期間が凄く、長一く感じました。

全国各地で、線状降水帯が発生し、想像を超える大雨による土石流によって、多くの方々が被害に遭われ、連日、復旧、復興を目指して奮闘されている状況が報道されています。

自然災害だから仕方ないと放置することはできません。

被害を回避し、万全の対策が取れるような施策が急務であると感じます。



人事労務センター  
ホームページURL

<http://roumu.b-souken.com>



# 人事労務通信

社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-982-4188  
Fax 092-982-6170  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



## ノーゼンカズラ



庭のノーゼンカズラが暑い盛りにもかかわらず、元気に咲き誇っています。

この花は、20年ほど前、

「環境コモン」の社長宅の玄関先の大きな生垣の切り枝から“根だし”した苗をいただいて植えたもの。毎年、花をつけています。



## 平和の祈りの月 8月

8月は、戦争と平和について語り合う機会が多く、恒久平和を意識する月だと思っています。

8月6日の広島平和式典、8月9日には、長崎平和式典が開かれ、8月15日の終戦記念日の式典が開かれます。

今年は、5月のG7広島サミットでは、参加各国リーダーが揃って広島平和記念資料館を訪れ、被爆者と面会し、被爆の実相を知ることの重要性を自らの行動で世界に示し「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」では、「核戦争に勝者はいない。決してたたかってはならない」ということが再認識されました。

しかし、この「広島ビジョン」は、核兵器を持つことで自国の安全を守るという『核抑止』を前提としています。

核抑止に依存しては核兵器のない世界を

実現することはできません。

広島・長崎の平和宣言では、「被爆地を訪れ、核兵器による結末を自分の目で見て、感じ」「世界中で語り継ぐべき人類の遺産ともいえる被爆者の体験に耳を傾けてください。」と訴えられ、被爆地・広島では、9歳の少年が、外国人観光客に、英語で“被爆されたひいおばあちゃんのこと”“二度と戦争がない世界に”と、伝えていることが話題となっています。

この少年の思いに応えるためには、地球上から核兵器をなくすしかないので。

## 「育児・介護休業法」が大幅改正

「育児・介護休業法」は、令和4年から令和5年にかけて大幅に改正されました。

具体的な法改正内容は、以下のとおりです。

### 第1段階（令和4年4月1日施行）

○育児休業を取得しやすい雇用環境整備、妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付けが明記されました。

### 第2段階（令和4年10月1日施行）

○男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期に柔軟な育児休業の枠組みの創設。（産後パパ育休）の創設

### 第3段階（令和5年4月1日施行）

○育児休業の取得の状況の公表の義務付け（常時雇用する労働者数1000人超のみ）

今回の法改正によって、各事業所における「育児・介護休業規程」の改訂が求められています。お気軽にお問い合わせ下さい。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 社会保険の適用拡大 期間継続雇用者にも適用

### Q&A

Q：期間を定めて雇用している方も社会保険の被保険者の対象になると聞きましたが、どういうことですか。

A：令和4年10月の法改正によって、週労働時間が20時間以上で月額賃金が8万8千円以上の方で、次の①または②に該当する方に適用されます。

①就業規則や雇用契約書その他の書面においてその雇用契約が「更新される旨」または「更新される場合がある旨」が明示されていること。

②同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき使用されている方が、契約更新等により最初の雇用契約の期間を超えて使用された実績があること。

Q：2月以内の期間を定めて使用される方についても、被保険者資格を取得する必要があると聞きましたが？

A：当初、2月以内の期間を定めた雇用契約の方について、契約の更新等により実際には、最初の雇用契約の期間を超えて継続して雇用されることが見込まれる場合は、最初の雇用契約の期間から被保険者資格を取得する必要があります。

尚、契約の更新が見込まれるに至った日とは、労使双方の合意があった日となります。

労使双方の合意は書面による合意(メールによる合意を含む)が必要です。

Q：社会保険の被保険者の拡大に関して、どんな手続きが必要ですか？

A：今回の法改正による社会保険被保険者資格の拡大によって、新たに被保険者の対象となるかどうかを確認し、対象となる方がいる場合、「被保険者資格取得届」を、所轄の年金事務所に提出することが必要です。

\*詳細については、お気軽にお尋ねください。

## 七夕神社 再び 小郡市



7月に訪れた小郡市の「七夕神社」は、「七夕夏まつり」が8月6日、7日にはおこなわれと、ありましたので、8月6日に

再び、参拝しました。

子ども神輿や獅子舞には会えませんでした、

境内には、笹竹に全国から寄せられた短冊が飾られ、たくさんの風鈴が奉納されていました。



### あとかき

毎年、7月から8月に掛けて、労働保険の年度更新や社会保険の算定基礎届などの時期。各事業所からの年一回の定例業務として労働局や年金事務所への提出代行業務が、社会保険労務士として一番忙しい時期と言っても過言ではありません。

さらに、今年は「育児・介護休業法」の法改正もあって、問い合わせや、就業規則等の変更届などの業務も集中しました。

台風が6号・7号と続けて襲来するなどの気象条件もあって大変でした。



人事労務センター  
ホームページURL

<http://roumu.b-souken.com>



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-982-4188  
Fax 092-982-6170  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## つづらの棚田・うきは市



うきは市の新川・葛籠(つづら)地区には7ha、約300枚の石で積まれた棚田があります。

稲刈のコンバインが働く中、田の畔の“もぐら除け”の彼岸花が満開です。

## ちょっと、ゆったり

社会保険労務士事務所を平成23年の4月に開業して、12年が経ちました。

多くの事業所の方々や沢山の働く仲間の皆さんに元気を貰いながら、一歩ずつ前に進めることができています。

先日、湯布院経由



の筋湯温泉の1泊2日の小旅行をしてきました。

湯布院では、駅から宇奈岐日女神社まで電動バスに揺られての散策を経験し、筋湯温泉では、ゆったりお湯につかり、美味しい夕食で満喫できました。



これからは、少しずつ後輩の皆さんにお願いし、仕事を引き継ぎながら、時にはのんびり、ゆったりとした日々を過せるように舵をとりたいなど、改めて思っています。

## 令和5年度の最低賃金が改訂されます

今年度は、全国の加重平均が1,000円を超えました。

県名	最低賃金時間額(円)	アップ額	発効月日
山口	928 (888)	40	10月1日
福岡	941 (900)	41	10月6日
佐賀	900 (853)	47	10月14日
長崎	898 (853)	45	10月13日
熊本	898 (853)	45	10月8日
大分	899 (854)	45	10月6日
宮崎	897 (853)	44	10月6日
鹿児島	897 (853)	44	10月6日
沖縄	896 (853)	43	10月8日
全国加重平均額	1004 (961)	43	—

\* ( )内は令和4年度



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子  
TEL 092-982-4188  
FAX 092-982-6170

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 助成金情報

## キャリアアップ助成金「短時間労働者労働時間延長コース」

雇用する有期雇用労働者等について、週所定労働時間を延長することにより、新たに社会保険の被保険者とした場合に助成されるものです。

## 1. 支給額（1人当たりの助成額）

## ①週所定労働時間を3時間以上延長した場合

企業規模と助成金額	
中小企業	23万7000円
大企業	17万8000円

## ②労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長した場合

## \* 1時間以上2時間未満延長（10%以上増額）

企業規模と助成金額	
中小企業	5万8000円
大企業	4万3000円

## \* 2時間以上3時間未満延長（6%以上増額）

企業規模と助成金額	
中小企業	11万7000円
大企業	8万8000円

## ①と②を合わせて、1年度1事業所当たり支給申請上限人数45人まで

※①は令和6年9月30日までの間、支給額を増額

※②は令和6年9月30日までの暫定措置。延長時間数に応じて延長時に基本給を増額することで、手取り収入が減少していないとみなす。

## 2. 対象となる労働者

次の(1)(2)(3)いずれかに該当する労働者

(1)週所定労働時間を延長した後、6か月以上の期間継続して支給対象事業主に雇用される有期雇用労働者

(2)週所定労働時間を1時間以上2時間未満延長した日の前日から起算して過去6か月以上の期間継続して、有期雇用労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の基本給が延長前の基本給に比べて10%以上昇給している者

(3)週所定労働時間を2時間以上3時間未満延長した日の前日から起算して過去6か月以上の期間継続して、有期雇用労働者等として雇用された者であり、かつ週所定労働時間の延長後の

基本給が延長前の基本給に比べて6%以上昇給している者などいくつかの要件があります。

①週所定労働時間を延長した日の前日から起算して過去6か月間、社会保険の適用要件を満たしていなかった者

②週所定労働時間の延長を行った事業所の事業主または取締役の3親等以外の者

③支給申請日において離職していない者

\* 詳細については、問い合わせ下さい。

## あとかき

## 映画「こんにちは、母さん」

久しぶりに、大洋映画劇場で、“こんにちは、母さん”の映画を観ました。

監督は山田洋次さんで、主演は、吉永小百合さんと大泉洋さんで、大会社の人事部長として神経をすり減らす日々。また、妻との離婚問題や大学生になった娘との関係に頭を悩ませている主人公が、久しぶりに母が暮らす実家に帰ります。

お節介が過ぎるほどに温かい下町の住民やこれまでとは違う“母”との出会いの中で、次第に、自分を見失っていたことに気づかされてゆく様が、鮮明に描かれていて、涙なしには画面を見続けることが出来ませんでした。



人事労務センター  
ホームページURL

<http://roumu.b-souken.com>



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702  
☎ 092-982-4188  
Fax 092-982-6170  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 秋の気配・吉野ヶ里歴史公園



久しぶりに吉野ヶ里歴史公園へ出かけました。この公園は、自宅から車で30分程度にある国立公園で、シニアだと年会費が2千円で、何度でも利用でき、駐車場が無料。1時間程度、歩いています。

今年は、猛暑の夏が続き、ちょっと出かける回数が減っていました。

この日は、少し涼しくなり、久しぶりにゆったりと歩けました。

吉野ヶ里歴史公園からの帰り道、うっすらと、夕焼け色に染まった秋空と涼しい風に、ほっとしました。

## 法改正情報 障害者差別解消法

令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行されます。

これにより、ボランティア団体や個人事業主を含む事業者には、「合理的配慮」の提供が義務化されます。

「合理的配慮」とは、「障害のある人から、社会

の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められる」というものです。

こうした改正障害者差別解消法の施行に向けて、事業者求められる取り組みや考え方を伝える説明会を全国6ブロックで開催します。

九州ブロックは、11月20日（月）15:30からオンラインで開催されます。

申し込みは、下記のURLから。

<https://forms.gle/2kgbJpHiLeFDrHb16>

締め切りは11月8日です。

また、障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」の試行事業が10月16日からスタートし、障害を理由とする差別に関する相談窓口が開設されました。

この「つなぐ窓口」は、各自治体・各府省庁等の相談窓口と連携して、障害者に対する差別の解消に向け、公正・中立な立場で、障害者・事業者双方の間に立ち、両者の相互理解や建設的対話を促しながら、事案の解決に努め、共生社会の実現を目指します。

## 時 味のカルパッチョ

近所の魚屋さんで「アジがうまいよ！」と声をかけられ、1匹買い求め、薄切りのお刺身にしてもらいました。

早速、サラダレタス、バジル、豆苗などを買い求め、あとは、冷蔵庫のジャガイモ、ニンジン、カボチャなどをうす切りにし



て素揚げ、ゆで卵。アジのカルパッチョの出来上がり。美味しくいただきました。



## 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子  
TEL 092-982-4188  
FAX 092-982-6170

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 介護保険制度と 介護保険料の徴収

### Q&A

Q：介護保険制度のしくみがよくわかりませんが、どのような制度ですか。

A：介護保険制度は、介護保険の被保険者が要介護認定や要支援認定を受けた時、介護サービスを受けることができる制度です。

Q：給与から介護保険料が控除されましたが、いつから控除されるのですか。

A：事業所に勤務され、健康保険の加入者の介護保険料は、「40歳に達したとき」より始まります。

Q：誕生日によって、徴収される月が変わると聞いたのですが？

A：「満40歳に達したとき」とは、年齢法により40歳の誕生日の前日のことであり、その日が属する月から介護保険料が徴収されます。各月の1日に生まれた方は、その前日が「達したとき」となり、誕生日の前月から介護保険料が徴収されることとなります。

Q：介護保険の被保険者の手続きはとっていませんが、保険料が控除されています。

A：介護保険の被保険者としての手続きは特にありません。事業所の賃金計算の際「40歳に達したとき」に自動的に控除されます。

Q：職場の先輩で介護保険料が控除されていない方がいますがどうしてですか

A：事業所に勤務され、健康保険の加入者の介護保険の被保険者は、40歳から64歳までで、第2号被保険者ですが、65歳以上になると、第1号被保険者となり、事業所での控除ではなく、市町村等に直接納付することとなります。

Q：第1号と2号では違いがあるのですか。

A：第1号被保険者は、要介護(要支援)状態のとき、第2号被保険者は、特定疾病による要介護(要支援)状態となった場合に介護保険が適用されます。

\* 詳細については、お気軽にお尋ねください

## 無料・労働・年金相談センター 福岡県社会保険労務士会

福岡県社会保険労務士会は、労働問題や年金に関する相談に社労士が対応する「総合労働相談室・年金相談センター」を開設し、無料相談に応じています。

この相談室は、労働者の方も経営者の方も、どなたでもご利用いただけ、新型コロナウイルス感染症の対応に関する労務管理・労働の相談も受け付けています。お気軽にご相談下さい。

開催日時は、毎週火曜日・木曜日（12時～18時）、第1土曜日・第3日曜日（10時～16時）祝日の場合は翌週に振り替えられます。

電話相談は、092-414-4864

対面相談：博多偕成ビル6階(住所：福岡市博多区博多駅東2-5-28) 事前予約が必要です。

### あとかき

すっかり秋めいてきました。

昼食のために立ち寄った中華飯店の駐車場に咲いていました。

名前を調べてみると「マンデビラ」。原産地は中央アメリカ～アルゼンチンの蔓性の植物で、つるを絡ませて伸びる様子から、「肩を組む友人同士の様」と花言葉は「固い友情」とのことです。



すっかり秋めいてきて、紅葉など山々の景色やくりや果物など、楽しみの多い季節になってきたように感じます。

と同時に、あと2カ月で、もうお正月がやってきます。

1年を振り返って、来年の抱負を考えてみる時期かもしれません。



人事労務センター  
ホームページURL

<http://roumu.b-souken.com>



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702  
TEL 092-982-4188  
Fax 092-982-6170  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 千年煌夜

### 博多旧市街ライトアップウォーク



「千年煌夜」- 美しい光に包まれた歴史を語り継ぐ寺社と旧市街。2006年にスタートした博多旧市街地ライトアップウォークイベントは、昼間とは違う厳かな静寂を醸し出していました。

日頃とは違う博多の街を体感

し、忙しさから解放されたひと時を過ごしました。

スタ  
コラ

## 福祉・保育予算の増額を求める

大隈昭子

「教育・福祉・医療・介護・保育予算の増額を求める運動」のひろがりを実感します。

教育現場では、教員の長時間勤務が蔓延。深刻な「教員不足」の解消に向けて、現場の教員と教育研究者の「シンポジウム」では、教員の長時間勤務が、教員を疲弊させ、子どもたちにも大きな影響を及ぼしていること、その要因の一つに、公立学校の教員の「教員給与特別措置法(1972年施行)」が、「残業代を支払わず、

定額働かせ放題」と大きな批判が広がり、「若者の教職離れ」の深刻な要因の一つとして、授業の持ちコマ数や教職員定数など抜本的改善策などが議論され、全国署名が呼びかけられています。

保育現場では、「保育士の賃金は、全産業比で月額7万円も低く、自立して生活できない」などの切実な声と「子ども達に、もう1人の保育士を」合言葉に保育運動が広がりを見せ、「異次元の子育て支援」と言いながら、現実的にはほとんど効果のない「加算による職員配置」で誤魔化し、抜本的な改善策を示せず、家族依存を強めようとする自公政権に迫っています。

医療の現場からは、人員不足で現場の働き方が厳しくなるなか、「医療・介護規制緩和策は許せない。医療・社会保障の拡充で命と人権を守る政治への転換を求めよう」との訴えに共感が広がっています。

岸田首相は、「経済」「経済」「経済」、「税収が増える分を減税」などと誤魔化すのではなく、こうした声にこそ応えるべきです。

今年の冒頭の5年間43兆円の違憲の大軍拡増税の提案を誤魔化す方便であることが見透かされ、国民の批判が相次いでいます。



## マコモダケとベーコンのめんつゆ炒め

マコモダケの緑色の皮をむき、中の薄皮はピーラーで剥いた後、斜め薄切りにして、ベーコンと一緒にバター入れたフライパンに、めんつゆを入れて炒め、マコモダケに火が通った



ら出来上りです！！。初めての珍しい野菜マコモダケは、たけのこやアスパラガスの食感に似て美味しかったです。



## 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子  
TEL 092-982-4188  
FAX 092-982-6170

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 労災保険制度と 保険給付の方法

### Q&A

Q：労災保険の仕組みと保険給付は、どのような制度ですか？

A：労災保険は、労働者が業務中の傷病や障害、死亡した場合に、補償するものと労働者が通勤中に被った傷病や障害、死亡した場合に、補償する制度です。

Q：具体的な補償とはどのようなものですか。

A：補償は、業務中の傷病や障害に対して、医療費などの療養補償、休業した場合の休業補償、障害が残った場合の障害補償、死亡した場合の遺族補償、葬祭料、その他、傷病が療養開始から1年6か月を経過した後も治ゆせず重い症状が残っている場合の傷病補償年金と介護補償給付の7つの補償を行う制度です。

Q：通勤中の災害はどのような制度ですか。

A：通勤災害とは「就業する際の住居と就業の場所との間の往復、就業の場所から他の就業の場所への移動を、合理的な経路及び方法により往復すること」と規定され、通勤に利用している合理的な経路を通勤していた際の通勤災害を保障する制度です。

Q：労災保険の受給手続きは、どのように行うのでしょうか。

A：労災が起きた場合、当然、会社に報告します。その後、労働基準監督署長あてに労災保険給付の請求書を提出します。これは、会社を通じて提出することも、労働者が直接提出することも可能です。この請求によって、労働基準監督署は、労災に該当するかどうかを調査し、労災として認定されると補償が適用されます。なお、労災保険は、正社員だけではなく、パートやアルバイト社員にも適用されます。

\* 申請する補償内容による請求方法や、労災に該当しないと不支給決定された場合の不服審査請求など、詳細については、お気軽にご相談ください。

## 紅ソバが見ごろ

吉野ヶ里歴史公園



吉野ヶ里歴史公園の「南のムラ」では、弥生時代の農耕風景を再現しようと毎年、ソバが栽培され、赤いそばの花が見頃を

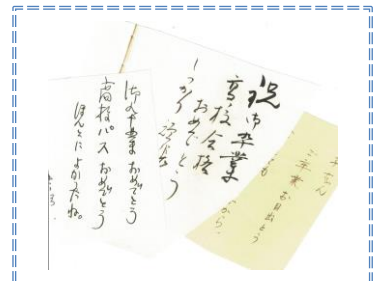
迎えて赤い絨毯のように開花し、高床式倉庫などが建ち並ぶ復元された弥生の風景を彩っています。

吉野ヶ里歴史公園には、自宅から近いこともあり、健康とリフレッシュを兼ねて何度も出掛けています。実りの秋を迎えた今、様々な木の実が実り、秋の風物詩である景色を楽しむことができます。

## あとがき

通信を送ると「吉野ヶ里の写真も素晴らしかったよ」「ビジネス総研の記事も感動したよ。大人も褒められたいよね」などなど・・・いつも寄せて頂く友人や知人からの素敵な感想に私自身もいつも励まされています。本当に有難う。心からのお礼を述べさせていただきます。

実家から届いた便りに小学校卒業時の旧友と先生方からのサインブックが各1冊入っていました。懐かしい言葉と名前に癒され、心が熱くなりました。



2023年も、あと50日足らずですが、1年を振り返り、来年に向けて新たな抱負を考えながら、新しい年を迎えたいと思います。



人事労務センター  
ホームページURL  
<http://roumu.b-souken.com>



# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-982-4188  
Fax 092-982-6170  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 師走の風景

JR博多駅前イルミネーション



JR博多駅前には師走の風景していました。

クリスマスイルミネーションで飾られた駅前を、仕事帰りの労働者や、先を急ぐ年末年始の買い物客。ドリンクとデザートを抱えた若者達。寒さが厳しくなった中、コートやマフラーも色とりどりの人たちが行きかかっていました。

## 福祉・保育予算の増額を求める運動の広がりが大きな力

「子ども未来戦略」案の議論始まる

内閣官房ホームページで「子ども未来戦略」案～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～が公表されています。

先月の「人事労務センターの通信」で、「教育・福祉・介護・保育予算の増額を求める運動のひろがりを実感します」と、保育・福祉分野の大幅な予算の拡充を求める運動のひろがり子ども・子

育て世代の所得を伸ばすことが必要であること、保育士の賃金が、全産業比で月額7万円も低く、自活して生活できないことなどを紹介しました。

それから、1ヶ月も経たない内に、この案が発表されました。

そこには、「1. 子ども・子育て政策の基本的な考え方 2. 子ども・子育て政策の強化：3つの基本理念」などが縷々紹介されています。

そして、「日本のラストチャンス」2030年に向けて～少子化は、我が国が直面する最大の危機である。①急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければならない。②若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。③全ての子ども・子育て世代を対象とする支援の拡充④幼児教育・保育の質の向上・75年ぶりの配置基準改善とさらなる処遇改善などです。

詳細をご紹介するスペースがないので、ちょっと紹介しきれませんが、この「子ども未来戦略」に提案されている内容が、もし、実現できるなら、きっと、戦後、決められて75年間、全く改善されなかった「保育士配置基準」が最低基準である現状が一機に改善の方向に向かうだろうと期待されます。

私も、保育士として長年関わってきた課題でもあり、「子どもたちに“もう一人の保育士を”」のスローガンを掲げて、多くの地域で、多くの職場で、粘り強く取り組まれてきたことが、ようやく実を結ぶのかとの思いを強くしています。

この「子ども未来戦略」案が本当に実現されると、保育士の配置があと2人も3人も増えることが出来るのではないのでしょうか。

保育所などの配置基準が改善され、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充の為に、ここからが正念場であると感じています。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-982-4188

FAX 092-982-6170

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 社会保険の被保険者資格拡大 令和6年10月から

### Q&A

Q：来年からパートやアルバイトの短時間従業員の方も社会保険に加入しなければならないと聞きましたが、どのような制度ですか？

A：法律改正によって、令和6年10月より従業員数が51人以上の事業所で働く、パートやアルバイトの短時間労働者の方で、週の所定時間が20時間以上、月額賃金が8万8千円以上、2か月を超える雇用の見込みがある方、学生でない方が社会保険の被保険者とするよう適用が拡大されます。

A：一般の従業員の方と一緒に、社会保険の被保険者資格取得手続きをとることが必要です。

Q：パート・アルバイトの方の社会保険加入によってどんなメリットがあるのですか？

A：年金では、老後・障害・死亡の保障がさらに充実します。例えば、加入前の年金の1階部分（基礎年金）に加えて2階（報酬比例部分）の上乗せがあります。また、障害年金も保障範囲が広がります。

Q：医療保険でも充実しますか？

A：傷病手当金が、病休期間中に給与の3分の2相当が支給されます。また、産休期間中に、給与の3分の2相当が支給されます。

Q：どのような準備が必要でしょうか？

A：一般の従業員の方と一緒に、社会保険の被保険者資格取得手続きをとることが必要で、あらたに加入対象となる対象者の把握と社内周知、そして、従業員とのコミュニケーション、書類の作成と届出準備などが必要です。また、年金事務所や専門家に問い合わせを行うことも有効でしょう。

※なお、問い合わせの特設サイトも設置されています。

<https://mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>

当事務所へもお気軽にお問い合わせください。

## 各区保健所廃止、一本化を強行 市民への説明もなく福岡市が強行

福岡市は、「市内にある保健所を廃止し一元化する」と、12月議会で突然打ち出しました。

市民有志の「福岡市から市政をかえる会」は、市役所前などで「7区の保健所の大切な役割があり、保健所機能を充実させることこそ重要」などを訴えて宣伝行動を展開しました。

しかし、こうした市民の声を無視して、市民への説明もなく、市議会での十分な審議もなく、12月19日の市議会で、自民、市民クラブ（立民、社民、国民など）の賛成で採決されました。

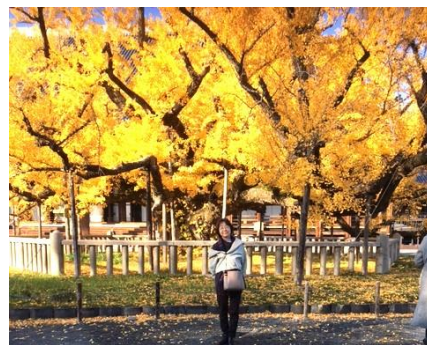
マスコミでは、「高島市政のもとで『アベ的政治』が続いている」との声もあります。

国政では、“裏金問題”などで、大きな批判がある中で、今回の保健所一元化の強行は、高島市政のアベ政治を手本とするかのような姿勢であるように思えます。

### あとがき

12月の初旬に3泊4日の関西旅行に行きました。若かりし頃、一緒に仕事をしていたOB会の仲間達とも久しぶりに集い、琵琶湖や京都の神社仏閣にも足を伸ばし、羽をのばして最高のひと時を過ごすことが出来ました。

琵琶湖を遊覧船でクルージングを楽しんだり、三井寺や東西の本願寺にも足を伸ばし、家族や仲間たちの健康とさらなる飛躍を願ってお参りしました。



人事労務センター  
ホームページURL

<http://roumu.b-souken.com>